

建保発第121号
平成24年8月31日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 前川 容 洋

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の公布について

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）」が平成24年8月22日公布されました。

この法律の制定の趣旨及び健康保険法の一部改正の主な内容等は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 制定の趣旨

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険・健康保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険・健康保険の適用拡大等の所要の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を2分の1とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講ずるものです。

2 健康保険法（大正11年法律第70号）の一部改正の主な内容

(1) 短時間労働者への適用拡大（厚生年金保険法も同様に改正）

1週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満であるもの又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満であるもののうち、次の から までの要件に該当するものは、健康保険の被保険者であるものとする。

1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。

報酬(最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。)の月額が8万8千円以上であること。

学生でないこと。

(2) 兄弟の被扶養認定における同居要件の撤廃

被保険者の兄弟を被扶養者と認定する要件について、被保険者との同居要件を撤廃し、生計維持要件のみとすること。

(3) 産前産後休業期間中の保険料免除(厚生年金保険法も同様に改正)

産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

前記2の(1)及び(2)

平成28年10月1日

前記2の(3)

公布の日(平成24年8月22日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 検討等

政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

(3) 経過措置

当分の間、通常の労働者及びこれに準ずる者を、常時500人を越えて使用する事業主以外の事業主に使用される70歳未満の者であって、1週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の4分の3未満であるもの又は1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満であるものについては、厚生年金保険・健康保険の被保険者とししないものとする。